

特定非営利活動法人地球市民の会

理事会運営規則

（目的）

第1条

この規則は、特定非営利活動法人地球市民の会（以下、「当会」という。）の定款第55条に基づき、理事会に必要な事項を定める。

（開催）

第2条

理事会は、定款第39条第1項の各号に該当する場合に開催し、年度内で2回以上開催しなければならない。

（理事の構成）

第3条

他の特定非営利活動の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

（運営の方針）

第4条

総務、国内、海外事業からの多様な議題に対し、全構成員の様々な意見の相違についても考慮しつつ、当会としての意見を形成していく。

（会議の構成）

第5条

会議は審議、協議、報告の3部構成とする。

（報告）

第6条

すでに総会・理事会で意思決定した事項の進捗状況や結果の事項、今後協議・審議を必要とする可能性のあるものをはじめ会の活動に関係する事項等は報告されなければならない。

（審議）

第7条

審議に提案される事案は各部会で十分な協議を経たものである必要があり、事項は最終的には理事会において実施の可否の決定を行うものである。

2 審議の可否の採決する場合は過半数とする。

(協議)

第8条

協議は定められた時間内に意見を出し合い、審議に向けて意見を集約していく。

また、協議終了時には、継続協議又は次回審議もしくは緊急審議を決定する。

(会議の司会)

第9条

全体の会議の司会は理事の輪番制とする。

2 審議事項の議長は理事長が行い、可否同数の場合にのみその意思を明らかにする。

(定足数)

第10条

理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(会議進行のルール)

第11条

地球市民の会の会議進行のルールは以下の通り定める。

1. 審議事項以外は、合意を持って定時に会議を進行する。
2. 会議開始時に会議出席者に追加する協議事項はないか確認し、あった場合は加えなければならない。
3. 沈黙は、賛否を明らかにしていないのではなく、同意を意味し、同等の責任を有する。
4. 決定した議案は再度審議されない。再度審議する場合は2/3 以上の賛同を必要とする。
5. 検討中の一つの議題の内容に関して、同意見を2度以上発言しない。
6. 1回の発言につき3分以内を心掛ける。
7. タイムキーパーを置く。
8. 発言許可権は司会にあり、発言は司会の指名に従わなければならない。
9. できない理由よりもするべきか、しないでおくべきかを先に考え、出た意見に対する否定的な発言は禁止とし、対案は否定形ではない別の可能性を示すことを心掛ける。
10. 特段、審議後に大きく方向性の変わることなどなければ、報告事項として上げる必要はない。

付則

この規程は2016年5月1日から施行します。

令和6年9月11日一部改正